

会員規約

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人日本母乳バンク協会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、品川区旗の台1-5-8 昭和大学9号館204室に置く。

(目的)

第3条 この会は、母乳バンクに関する活動（公益活動）を行い、新生児医療に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) ドナーミルクの提供
- (2) 新生児栄養に関する講演会開催

(会員種別)

第5条 この会の会員は、正会員・個人会員・賛助会員の3種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。なお、正会員はA会員・B会員・C会員の3区分とし、その区分に応じたドナーミルク提供量は以下のとおりとする。

A会員：年間20ℓまで

B会員：年間10ℓまで

C会員：年間5ℓまで

(2) 個人会員ならびに賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 A会員：年間30万円、B会員：年間15万円、C会員：年間10万円

(2) 個人会員：一口年間1万円で何口でも可

(3) 賛助会員 一口年間10万円で何口でも可

第8条 (会員資格の有効期間・継続・変更)

会員資格の有効期間は入会日より翌3月31日までとする。

②会員資格の継続を希望する会員は、有効期間の満了日である翌3月31日までに、次年度

の年会費を所定の方法にて入金するものとする。入金がない場合は、有効期間の満了日をもって会員資格を失効する。

③会員種別の変更を希望する会員は、有効期間の満了日である翌3月31日までに変更届を提出し、新しい会員種別の年会費を納入しなければならない。』

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)会費を1年以上納入しないとき。

附 則

この会則は、令和元年5月27日から施行する。